

令和7年度 第1回 名古屋市在宅医療・介護連携推進会議 議事録

日 時:令和7年7月7日(月)午後2時

場 所:名古屋市医師会館 6階講堂

出席者:別紙参照

1. 令和6年度 在宅医療・介護連携推進事業/在宅医療体制の整備事業 事業報告

事務局より資料1及び別紙1～4に基づき令和6年度の事業報告をした。

2. 名古屋市医師会 在宅医療・介護連携委員会 災害ワーキンググループ経過報告

名古屋市医師会在宅医療・介護連携委員会の任委員より資料2-1に基づき当該ワーキンググループの経過を報告した。

- ・ 取り組み①「はち丸ネットワークを介した相互支援の仕組み」は、より多くの医療・介護関係者がはち丸ネットワークを使用し、患者登録者数を増やすことによって、より有効な仕組みになると考えている。今後も検討を行う。

<情報提供>

名古屋市健康福祉局監査課の下村氏より資料2-2に基づき、安否確認協定訓練について情報提供した。

- ・ 電子メール、FAXでの報告以外に、LoGoフォームによる報告を追加した。
- ・ 訓練後のアンケートより、介護保険事業所が安否確認に関して不安に感じている点から、課題及び今後の取り組みを整理した。
- ・ 訓練の有効性について意見が寄せられたことから、訓練の実施を継続するとともに、名古屋市としても課題の解消に向け検討を続ける。

<質疑応答等>

- ・ 安否確認協定訓練では「はち丸ネットワーク」を使用したか。(牧議長)
➡今回は使用していない。(名古屋市健康福祉局監査課 下村氏)
- ・ はち丸ネットワークは訪問診療を利用している療養者支援が活用を中心という印象がある。災害時での活用を考えると、介護保険サービスを利用している方の患者登録が進むと良い。皆様の協力をお願いしたい。(牧議長)
- ・ 名古屋市医師会には、救護所の運営など災害医療について協議する救急医療・少子化対策委員会があり、今般のワーキンググループには当該委員会のメンバーにも参加いただき、包括的に取り組んでいる。名古屋市も災害については複数の部署が関わらと思うが、横断的に取り組んでいただきたい。(牧議長)
➡安否確認においては名古屋市・名介研だけでは十分ではないため、関係機関との協力関係構築が必要と認識している。(名古屋市健康福祉局 監査課 下村氏)
- ・ 障害分野の取り組みで「もしもの前に備えよう 名古屋市防災アプリ」(名古屋市防災危機管理局)

の取り組みに参加することになった。名古屋市健康福祉局も防災アプリを作ると聞いたが、詳細を伺いたい。また、名古屋市防災アプリや、はち丸ネットワークも含め、それぞれ個別で取り組むのではなく、できるだけ繋がりを持つ取り組みをしていただけると良い。(名古屋市医師会 武藤理事)

➡後日回答する。(名古屋市健康福祉局)

3. 情報共有(在宅療養の場における本人・家族からの暴力・ハラスメント事例及び取り組みについて)
事務局より資料 3-1～資料 3-3 に基づき、はち丸在宅支援センターへの相談事例や、各区における取り組み及び、今年度、全市的に開催する研修会について説明した。

＜情報提供＞

①名古屋市医師会在宅医療・介護連携委員会 亀井委員より

- ・ 在宅療養の場では、1対1でサービス提供することが多く、リスクが高い。
- ・ 今回の研修会の講師である藤田氏は、自身のステーションで起きた事案がきっかけで、本人・家族からのハラスメント対策に長年取り組んでいる。昨年、藤田氏の研修会に参加したが、グループワークが中心で大変勉強になった。多くの多職種とこの課題に取り組むことができると良い。
- ・ 研修会が各機関・事業所で本人・家族からのハラスメント対策のマニュアル作成のきっかけになると良い。

②愛知県訪問看護ステーション協議会 近藤委員より(資料 3-4, 3-5)

- ・ 各事業所にてマニュアルが整備されており、それらが職員に周知されているのか。また、職員一人一人がカスタマーハラスメントについて正しく理解しているのかを課題と感じている。
- ・ 当協議会として、愛知県に防犯ブザーや GPS 付防犯ボタンの補助申請を検討中である。
- ・ 当協議会においても、R8 年 1 月に訪問看護におけるハラスメント対策に関する研修会を開催予定である。

③名古屋市介護保険サービス事業者連絡研究会 東委員より(資料 3-4)

- ・ 訪問介護は人材不足が課題となっている。訪問先で本人や家族、特に家族からの過度な要求が精神的な圧力となり、ヘルパーの職場・職種離れに繋がっている側面がある。
- ・ 当会でもハラスメント対策に関する研修として、マニュアルの作成や相談体制について学ぶ場を設ける予定である。

＜質疑応答＞

- ・ ハラスメントが発生した場合、実際どこに相談しているか。(牧議長)

➡相談窓口の設置が必要だと考える為、名介研としては保険者である名古屋市と相談している。他県、他市町には「カスタマーハラスメント条例」が制定されており、愛知県でも制定に向けた動きがあると聞いている。条例があると「その行為は条例違反である」と言いやすい。また弁護士等に相談するケースもある。(名古屋市介護サービス事業者連絡研究会 東委員)

＜次回開催予定＞ 令和 8 年 2 月 16 日(月)午後 2 時～